

令和5年度 第3回益城町立保育所のあり方検討委員会【会議要旨】

日時 令和5年（2023年）6月30日（金）13:30～15:17

場所 庁舎 2階 2-5, 6会議室

出席者 委員会：今吉会長、中川委員、吉村委員、中村委員、井寺委員、宮尾委員、井委員、
梅木委員、内山委員、森田委員、秋口委員、木村委員、岩本委員
益城町：子ども未来課 吉川課長、村上係長、松本主査
総務課 福住（記）

◆ 概要

◇ 開会

◇ 会長あいさつ

- 山鹿、阿蘇では洪水警報が出ている。災害等起きなければと思う。
- 本日も様々な検討をお願いしたい。

◇ 委員の変更について

- 中川委員）5月から議長という大役を引き受けている。これから本委員会で皆さんと一緒に協力して頑張る。

◇ 議事の公開について（審議）

- 傍聴申込 1人。その1人から欠席の連絡があったため、傍聴者なし。
- 後日議事録を町HPにて公開。

◇ 議事

(1) R5/R6年度の町保育施設の整備状況について（説明）

- 事務局）資料1を用いて説明。
- 今年度、4月1日時点で、益城町の待機児童は統計を開始して初めて、0人となった。保育施設への希望をされているものの、入所ができない状態になっている保留児童は、10人。町の保育施設の整備数は、20施設で、内訳は、保育所が13、認定こども園が1、小規模保育施設が6で整備定員数は、1,307名。
- 令和6年度については、益城インターチェンジ沿いでの大型分譲整備に伴い、未就学児童が増加することが見込まれることから、小規模保育施設を行っている6施設のうち、2施設を保育所にする事で、定員数を143名分増加し、1,450名とする計画で、施設整備を進めている。保育所が2施設増え、逆に小規模保育施設が2施設減る予定。また、この資料には掲載していないが、町内の認可外保育施設を認可保育施設に変更する計画も進めており、更に45名分の受け皿が増える見込みである。今回整備をすることで、待機児童及び保留児童の解消を目指している。校区別の施設状況は、資料下の表のとおり。
- 会長）先日の新聞報道にて益城インターチェンジ近くの区画整理中地区で商業施設等含めた住宅地整備がされるとあったが、どのくらいの宅地整備がなされる予定か。
 - 事務局）中地区が160区画を計画で整備を進めている。西地区は全400区画で既に100区画を供用中。今後、2期工区となる残り300区画が供用される見込みである。

- 会長) 今後は保育所の定員増も考える必要がありそう。
- 委員) 認可外保育所を認可保育所にするとあったがどこか。
 - 事務局) 令和 4 年度に広崎にある「こころ保育園広崎」から認可保育施設への移行に向けた計画書の提出を受けた。現在、令和 6 年 4 月からの認可保育施設移行に向け、施設改修などを進めている。
 - 会長) 寺迫にある「保育園こころ」と同一法人の運営となるのか。
 - 事務局) 計画によると、寺迫の「保育園こころ」とは別法人で運営される予定。
- 委員) 6 月議会で施設整備費の予算が計上してあった 2 保育所は「広崎第二保育園」と「第二空港保育園」の 2 か所か。
 - 事務局) その通り。
 - 会長) 今回の整備で、未満児の受け入れは足りるのか。
 - 事務局) 広崎第二保育園は各年齢、弾力運営を行えば、12 名ずつ増える。また、これまで、広崎第二保育園や第二空港保育園は、3 歳児になった際、連携園の広崎保育園と空港保育園に転園をさせる必要があったため、3 歳児となった時の広崎保育園と空港保育園の受入人数も計算していた。保育士が確保できれば、これらの園でも弾力運営が期待できるため、計算上は、未満児の受け入れは可能となる。
 - 会長) これまで未満児受け入れがなかなか難しい状況だったが、これで一定程度改善されるものと期待したい。
- 委員) 令和 6 年度から 2 園の受け入れ態勢ができるというが、施設整備は間に合うのか。
 - 事務局) 町から県に 2 園の整備申請済み。6 月 9 日付で国から施設整備に対し、内定をいただいている。早ければ 8 月上旬には着工できる。今年度開園した第三空港保育園は昨年 9 月 15 日に着工だった。その時よりも 1 か月半余裕があるため、間に合うと考えている。
- 委員) 待機児童の現状を詳しく教えてほしい。
 - 事務局) 「待機児童」の人数には、求職活動中の世帯や特定の園を希望する児童は入らない。今年度初め町は待機児童 0 名だった。申込をされて、入所できない児童を「保留児童」というが、その人数は 10 名。現時点で 22 名に増加している。
 - 委員) 保留児童に対してどのような支援を行っているか。
 - 事務局) 認可外保育施設を利用される場合は、町から一部補助金を交付している。

(2) 町立/私立保育施設の必要経費について (説明)

- 事務局) 資料 2 を用いて説明。
- 前回の会議の中で、町立/私立保育所のメリットに関し、整理を行い、その中で、保育施設を利用する際の必要経費に関して、話題が上がった。今回、実際にどのような物品が必要であるのか、町内の町立/私立保育施設にアンケートを実施し、整理をした。比較する際、入園児童数が多い、3 歳児と 1 歳児を新規で受け入れると仮定し、必要な物品をそろえるための費用を質問している。どの園でも、転園などで既に物品を当該児童が所有している場合は、所有物で代用しているとのこと。ただし、一部の園では、制服は必ず購入ということだった。
- 最初の設問の「3 歳児に必要なもの」に関して、町立保育施設では、園指定の体操服、園指定の帽子、園指定のカバン、園指定の作業着、その他文具等という回答。私立保育施設では、園指定の制服があるという回答が 2 施設、園施設の体操服が 6 施設、園施設の帽子が 8 施設、園指定のカバンが 4 施設、園指定のトレーナーが 3 施設、園指定の作業着が 1

施設という状況で、年間に必要な概算費用は、町立保育所が 17,000 円、私立保育所が 5,000 円から 30,000 円と幅があり、平均すると 14,444 円。

- 「1 歳児に必要なもの」に関して、町立保育所では、園指定の帽子、園指定の作業着、園指定の体操服、その他文具等という回答に対し、私立保育施設は、園指定の帽子が 8 件、特になしという回答が 1 件。年間に必要な概算費用は、町立保育所が 15,000 円で、私立保育施設については、0 円から 6,000 円の間で、平均して、3,166 円。
- 保護者会（後援会）の設置状況は、町立は全ての園で設置をしており、私立保育施設は 9 施設中、7 施設で設置、2 施設で設置をしていないという状況。保護者会を設置している施設において、保護者会費については、町立保育所が月 200 円の年間 2,400 円に対し、私立保育施設は、2500 円から 7200 円までの範囲で、平均すると、5,200 円。ただし、児童のクラス年次や兄弟の有無で金額が異なるので、一概に金額の計上ができない状況。
- 3 歳以上児の主食費と副食費の状況について、おかず代にあたる副食費は、すべての園で、4,500 円という金額。ご飯代にあたる主食費については、町立保育所は全て持参型で、私立保育施設は、9 園中 2 園が持参型。その他 600 円から 3000 円まで幅があり、1000 円が一番多く、平均すると 911 円。
- 会長）アンケート調査の結果、町立の方が安いという結果ではなかった。
- 会長）制服を家庭で用意できない場合のおさがり等、融通や支援はあるか。
 - 委員）3 月になって卒園児の保護者から制服や布団の提供があることは比較的多くある。4 月になって購入品の説明をするときに、一度に支払いができないという方に対して引き取ったものをお譲りすることもある。
 - 会長）不要な場合は園に寄付してくれという呼びかけはあるか。
 - 委員）保護者会で呼びかけがある。町立は皆同じ対応。
 - 委員）私立についても、保護者同士でのやり取りをしているケースが多い。保育園に持ち込まれる場合はありがたく受け取っている。いただいたものは希望者に対し 1 年間の期限で貸し出している。
 - 会長）新設園はそのような体制をこれから作っていく必要がある。先行している園からノウハウなどを学んでいただきたい。

(3) 町立／私立保育所の職員構成について（説明）

- 事務局）資料 3 を用いて説明。
- 町立／私立保育施設の職員構成について、100 名定員の町立保育所 1 園と、私立保育所 2 園の状況を令和 5 年 5 月 1 日時点の状況を基に比較している。
- 町立保育所では、99 名の児童を受け入れている。表の中段の必要保育士数については、前回の会議で説明をした 0 歳児が児童 3 人に対して 1 人、1, 2 歳児が児童 6 人に対して 1 人、3 歳児が 15 人に対して 1 人、4、5 歳児が 30 人に対して 1 人という配置基準で除して算定をしている。この算式で計上した必要保育士数が 9.03 人。それに対して、実際の保育士の配置状況は、正職員の保育士が 7 名、会計年度任用職員の非常勤職員の保育士が 15 名の合計 22 名。ただし、非常勤職員の保育士は、勤務時間が人によって長かったり、短かったり、差があるので、月当たりの勤務時間で勤務時間を除して、常勤換算人数を計上すると、11.35 人となり、正職員の保育士 7 人を加えた 18.35 人が配置保育士数となる。
- 真ん中の 100 名定員の私立保育所は、120 名の児童を受け入れている。必要保育士数は、12.87 人で、先ほどの町立保育所と比べると 3.84 人多い。理由は、0 歳児から 2 歳児

までの配置保育士がより必要な学年の児童が町立保育所よりも多いためである。それに対応する保育士の配置状況は、正職員の保育士が 16 名、非常勤の保育士が 7 名。非常勤職員を常勤換算すると、3.79 人となり、正職員の保育士 16 名を加えると、19.79 人が配置保育士である。

- 最後右端の 100 名定員の私立保育所は、106 名の児童を受け入れている。必要保育士数は 10.27 名で、保育士の配置状況は、正職員の保育士が 12 名、非常勤職員を常勤換算すると、6.07 名で、18.07 人が配置保育士である。
- 委員) 勤務時間で換算するというが、通常保育、早出保育も換算しているか。
 - 事務局) 換算していない。単純に非常勤保育士の 1 カ月の勤務時間を合計し、1 人あたりの常勤保育士の勤務時間で除して、常勤換算保育士を計算している。あくまで雇用条件をもとに計算している。
 - 委員) 自分が運営している私立保育施設は、8 時間勤務の人と 7 時間 45 分勤務の人でシフトを組み合わせながら対応している。場合によっては時間外が発生することもある。
 - 会長) 園によって状況は異なるが、町立は、正職員の人数の倍の人数が非常勤職員となっており、非常勤保育士に依存しているような状況、私立は正職員の業務をカバーするために非常勤保育士を配置している状況。
- 委員) 保育所の職員の出退管理はどのように行っているのか。
 - 事務局) 一部の私立保育施設で手書きや印鑑で管理している園もあるが、システムを活用して管理している。町立保育所については、全てシステムで対応している。
 - 委員) 保育士が早出をしたら、退勤も早上がりになったりするのか。
 - 事務局) シフトで対応するケースもあれば、一部時間外で対応することもある。
 - 会長) 19 時まで勤務する人は遅く出勤するのか。
 - 委員) 非常勤職員は早出の人は早く帰るが、正職員は時間外勤務として対応している。
 - 委員) 18 時までの保育を希望する児童数に応じてシフトを組んで対応している。
 - 会長) シフトは施設長が組んでいるのか。
 - 委員) 自分の園は、施設長がシフト表を作成している。
 - 委員) 自分の園は、主任保育士が作成している。
- 会長) 町立保育所は非常勤職員が多く、勤務管理が大変そうであることがうかがえる。
- 会長) 職員は休暇を取れているのか。
 - 委員) 自分の園では、シフトを組んで、休暇を取っている。
- 委員) 町立は正職員 7 名で回しているのか。
 - 事務局) どうか回している状況。今年度は、育児休暇を取得する正職員が 3 名おり、やっと代替職員を確保し、対応できた。代替職員を探し出すことが難儀しており、最悪、年度後半の受入児童を減らさなければならぬ状況に陥っていた。
- 会長) 高齢者、介護施設では人材派遣を駆使しないといけない状況。町の保育施設はどうか。
 - 事務局) 町も昨年度から人材派遣による保育士と調理士の確保を行っている。派遣職員の難点としては、主担当を任せられない点。
- 委員) 派遣職員を雇う金で直接非常勤職員を雇ってはどうか。
 - 事務局) 本人に入るお金はほとんど変わらない。派遣職員の委託料の中には社会保険料や通勤手当など全て組み込んでいるため、現実的ではないし、そもそも会計年度任用職員で募集しても、成り手が少なく、派遣職員で賄っている状況。

- 会長) 派遣会社にはそれなりの料金が加算されているとのこと。
- 委員) 私立保育施設においても、求人をしてなかなか保育士さんは来ない。派遣会社からの紹介で今年 1 名採用しているが、1 名あたり 60 万円の紹介料を派遣会社に支払った。それだけ、保育士を確保しづらい状況になっている。
 - 会長) 保育士は専門職なので最低賃金より上乘せされていると思う。しかし、それでも来ないのは同じような賃金なら保育士よりも他の職業を選択されている方が多いという状況であると考えられる。
- 委員) 私たちの世代は実習がとにかくきつかった。同級生もほとんど保育士として残っていない。きつい仕事の割には金額が見合わないと若者は認識していると思われる。実習に来る学生でも保育士にならないと宣言する人もいる。賃金を上げた方がやる気のある保育士を育て、保育の質を上げることができる。仕事をしていなくても保育所に入れるようにすると国は言っているが順番が違うと思う。以前に比べれば産休、育休制度はしっかりしているが、残された職員は大変な状況である。
 - 会長) どれも人材難。保育士は確保が難しい状況。大学も人材育成しても保育士にならない人が増えている。原因は給料。仕事の割に給料が見合っていない。公立と民間でも差が出てくる。正職員を雇うには町としては難しいところ。その中で適正配置を果たすため、非常勤を雇っている状況である。

(4) 調理業務の民間委託について（説明）

- 事務局) 資料 4 を用いて説明。
- 益城町では、令和 4 年 3 月に第 5 次行政改革大綱を策定し、職員の定数管理の適正化を掲げている。これは、平成 28 年に 260 人であった職員数が、熊本地震による業務量増加に伴い、任期付職員を多く雇用したことで、令和 2 年には 388 人に拡大したためである。行革大綱では、令和 7 年までに職員数を地震前の人数に下回る計画とし、行政以外でも対応できる事業については、積極的に民間委託を推進している。先ほどの議題でもあったように、正職員を増やせない理由がこのためである。
- 本町の調理員の雇用状況は、長年、学校給食や町立保育所の調理業務に対応するため、多くの正職員を直接町で雇用してきたが、平成 31 年度から学校給食センターの復旧工事に併せて学校給食調理業務の外部委託を開始し、公設民営による学校給食の提供を開始したことで、外部委託の検討が始められた平成 26 年度以降は、調理を行う正職員の新規採用が停止し、在職者の定年退職等が進み、現在、町立保育所の調理業務を担う人材は減少し続けている。
- 第 1 保育所から第 5 保育所までの給食は、すべての保育施設で自園調理を行っており、保育施設の開園日には、昼食と間食の提供を行っている。1 日当たりの提供食数は、表のとおり。
- 給食の提供体制は、令和 4 年度の時点で、正職員数は 3 名、正職員の退職後一定期間雇用される再任用職員が 2 名、会計年度任用職員が 16 名の計 21 名で給食の提供をしてきた。しかし、平均年齢は、57.52 歳と非常に高く、傷病による欠勤等も突発的に発生し、シフト制で、休暇対応をとっているものの、前述した突発的な欠勤時には、調理師資格を持った保育士が代替職員として、調理業務を行っており、提供体制としては脆弱な状態。このような体制のため、令和 4 年度に初めて派遣職員により、人員を確保している。令和 5 年度の状況は、表のとおりで、足りない人材分については、派遣職員で賄い、令和 5 年 5 月時点で 7

名の派遣職員を配置している。会計年度任用職員と派遣職員の割合は、81.49%と非常に高く、依存している。今後、積極的に職員の採用を行わなければ、運営自体もままならない状況に至っている。今後も、この状態が続いた場合、給食の提供ができなくなる可能性がある。

- 町としては、給食の提供ができなくなることを避けるため、町立保育所において、段階的に調理業務の民間委託を行いたいと考えている。実施時期については、非正規職員による運営が8割近くになっている状況と再任用職員の退職の時期を考慮し、来年度令和6年4月から。民間委託を行うにあたっての留意点と受託業者の要件に関しては、資料に記載のとおりで、業者の選定にあたっては、一般競争入札ではなく、給食の質を担保するため、公募型のプロポーザル方式で選定したい。
- 会長) 町としては調理員の確保が難しい、最悪給食提供が困難になるので民間事業者に委託したいという考え。本委員会で導入の可否に関して、審議をしていきたい。
- 委員) 実施は5園同時か、それとも段階的か。民間事業者の採算が合うか心配。
 - 事務局) 正職員がいるため、まずは2園で導入したいと考えている。民間事業者とも、営業などで話をしているが採算は合う模様。町が支払う費用面は、1.6倍~1.9倍程度多くかかる。
 - 会長) 費用の増加分は保護者に返って来るか。保護者負担はあるのか?
 - 事務局) 給食は、保育施設になければならない部分であるので、今回の民間委託により増加した費用面について、保護者に負担を強いることはない。
 - 会長) まずは2園への導入を検討し、残り3園への展開を検討するということである。
 - 委員) 給食センターの民間委託移行と同様の考え方と理解した。
- 会長) どのような業者から声がかかっているか。
 - 事務局) 熊本市内の私立園の給食業務を受託している事業所から営業を受けている。
- 委員) 食の質が担保されていれば問題ないと思う。
 - 会長) 熊本県は食に対して配慮しており、地元食材の活用などにも取り組んでいる。
 - 委員) 先日開催された園長会議の中で園内の菜園をやっているところがあった。そこでの収穫物を食材として活用できるとよいと思う。
 - 事務局) そのような取り組みをしている事業者もある様子。募集の条件に入れ込むことも検討したい。
 - 会長) 以前、福祉施設での給食に携わったとき、アレルギー食への対応などに気を配った。民間事業者もこれまで多くのノウハウを培っているので、質が落ちることは無いと思う。こちら側のニーズをしっかりと伝えていくことが必要。
- 委員) 幼稚園、保育園の給食の委託業者について、町で把握している事業者はいくつ位あるのか。
 - 事務局) 関東、関西に本社を持つ事業者は複数あり、支社についても熊本にある模様。
- 会長) 本委員会としては、事務局が提案した「調理業務の民間委託」に関し、異議がないという回答でよろしいか。
 - 全委員) 異議なし。

(5) 保育施設の運営方式について（説明）

- 事務局) 資料 5 を用いて説明。
- 保育施設の運営方式は、大きく分けて 4 つある。①「公設公営方式」、②「公設民営方式」、③「民設民営方式」、④「公私連携型保育所」。④「公私連携型保育所」は、②「公設民営方式」に似ているが、この方式と異なるのは、町と民間事業者が協定を結び、町の関与を明確にできること。協定により、町と民間事業者が連携し、職員配置や提供する保育などの運営に町が関与することができる。適正な運営が行われるよう、民間事業者を支援・指導していくことも可能。土地・建物・備品など公有設備の無償又は安い金額での貸付け・譲渡ができ、設置の支援をすることで、民間事業者としても、財務的な負担が減り、保育所運営に専念することが可能である。熊本県内での事例はないが、全国的には、令和 4 年 4 月時点で、7 2 件の事例がある。
- 委員) ②と④の大きな違いは何か。指定管理も協定を結ぶが。
 - 事務局) ②の方が民間の色を大きく出せることが大きな違い。④はある程度、町の保育内容を伝え、民間に運営をしてもらうようなイメージ。
 - 会長) 責任の所在がどこにあるかという点が違い。公私連携型の方が町の意向を伝えやすい。現在全国各地の多くの公立保育所が民営化されている。指定管理も行われている。公設民営であれば、例えば社協が運営に参入するなど、今後様々な法人が運営に乗り出してくる可能性はある。
- 委員) ④の場合、施設の建て替えの時は町が行うことになるのか。
 - 事務局) 町が保育施設を建てる場合、国からの補助はない。そのため、全国では④で始めて、建て替えのタイミングで③に移行するケースがある。
 - 会長) 熊本市では乳児院と保育園を合築した事例があったが、施設を作るうえでかなりの時間を要した。
- 委員) 理想は④だが、町立保育所は、ほとんどが古いので、建替えが前提になると思う。
 - 事務局) ④で進め、協定の条件の中に③を目指すことを盛り込んだ事例もある。
- 委員) そもそも菊陽町などはどうして民間譲渡を進めたのか。
 - 会長) 国や県からの交付金を民間に譲渡した方が見込めるため。町の負担が少なくなる。
- 会長) 南阿蘇は民営化した園が行き詰ったときのために公立園を残す方向で調整している。
- 委員) ④の場合、運営費用などはどのようになるのか。
 - 事務局) ③と同じである。国、県、町で運営委託料を支払う。
- 委員) 各方式の問題、課題をもっと掘り下げてほしい。
 - 会長) 運営方式について、委員会としてはこの方式がよいのではないかと、という優先順位を今後つけていければと思う。
 - 委員) 基本的に民間委託は、民間事業者のノウハウをサービスに反映していくもの。しかし、5 園を今後も、公設公営で続けていくのは難しいと思われる。
- 会長) 保護者の方から何か意見はあるか。
 - 委員) 宅配業をやっている。広崎の 500 宅地は TSMC の進出で海外の方も住む可能性があるかとみている。中国語への対応など保育園は大丈夫か。
 - 会長) 今は翻訳アプリも発達している。菊陽町では中国語を話せる職員を採用している。状況に応じた対応が必要になっていくと思われる。
- 会長) 運営方式について、今後の委員会で議論を深めていきたい。

- 事務局) 本日は長時間にわたり審議いただき感謝。
- 事務局) 次回の開催は 8 月 23 日としたい。後日時間帯について調整させていただく。

◇ 閉会

以上